

報道関係者 各位

## 農林水産物等災害対策事業（融雪剤購入、農作業道除雪）の実施 について

今冬の大雪により、県内各地で平年を大きく上回る積雪となっております。

このため、融雪の遅れによる春作業への影響や、融雪期における雪の沈降による果樹の枝折れや農業施設の破損等を未然に防止するため、農林水産物等災害対策事業のうち、次の事業を実施することとしたのでお知らせいたします。

### 1 融雪剤購入事業

(1)事業内容 融雪剤（てんろ石灰、炭の粉等）の購入に要する経費を支援

- ・ 水稲育苗予定地、有機栽培米及び特別栽培米の作付け予定地、野菜畑等で2月28日現在の積雪深が概ね140cmを超える農地が対象
- ・ 果樹園地で2月28日現在の積雪深が概ね90cmを超える農地が対象

(2)事業主体 農業協同組合、農業法人、農業者、農業者の組織する団体

(3)補助率 1/3以上（内訳 県 1/4：上限額500円/10a、市町村 1/12以上）

※市町村が事業主体に補助する場合に、当該補助金を交付

### 2 農作業道除雪緊急支援事業

(1)事業内容 除雪の作業委託、除雪機械の賃料及び燃料の購入等に要する経費を支援

- ・ 管理組合等が管理する農作業道（市町村管理外）が対象
- ・ 多面的機能支払交付金が活用可能な農作業道は原則対象外
- ・ 一地区あたり最大2回までの除雪が対象

(2)事業主体 農業協同組合、農業法人、農業者、農業者の組織する団体、土地改良区

(3)補助率 1/2以上（内訳 県 1/4：上限額16,500円/1回、市町村 1/4以上）

※市町村が事業主体に補助する場合に、当該補助金を交付

【問合せ先】農林水産部農政企画課

課長補佐 後藤 幸英 TEL023-630-3659

【報道監】農林水産部

次 長 星 里香子